



平成 24 年 5 月 21 日

各 位

会社名 東京電力株式会社
代表者名 取締役社長 西澤 俊夫
(コード番号：9501 東証・大証・名証 1 部)
問合せ先 総務部株式グループマネージャー 大槻 陸夫
(TEL. 03-6373-1111)

第三者割当による優先株式発行に関するお知らせ

東京電力株式会社（以下「当社」といいます。）は、平成 24 年 3 月 29 日、原子力損害賠償支援機構（以下「機構」といいます。）に対し、原子力損害賠償支援機構法（平成 23 年 8 月 10 日 法律第 94 号。以下「機構法」といいます。）に基づく株式引受けを含む資金援助の申請を行い、平成 24 年 5 月 9 日、機構は、総合特別事業計画の主務大臣認定を経て、当社に対する資金援助の決定を行いました。これを受け、当社は、本日開催の当社取締役会において、本年 6 月 27 日に予定されている当社定時株主総会における発行可能株式総数の増加等に関する承認可決等を条件として、機構を割当先とする第三者割当による募集株式（A 種優先株式及び B 種優先株式。以下 A 種優先株式及び B 種優先株式をあわせて「本優先株式」といいます。）の発行（以下「本優先株式発行」といいます。）を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 本優先株式発行の目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所の事故により、発電所周辺地域の皆さまをはじめ、被害者の方々に極めて大きな苦痛をもたらしていること、そして電気をご利用頂いているお客さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑をおかけしていることに対し、改めて心からお詫びを申し上げます。

当社は同発電所の事故発生以降、機構から賠償に必要な資金の交付を受けながら、被害者の方々への賠償を行ってまいりました。しかしながら、事故に伴う多額の費用・損失の計上や原子力発電の停止等に伴う火力燃料費の増加などにより、賠償費用以外の費用・損失が増大し、当社の財務基盤は大きく毀損しております。その結果、当社単体の平成 23 年度末の純資産は震災前の水準（平成 22 年度第 3 四半期末は 2 兆 6,364 億円）から 2 兆円以上減少して 5,274 億円となり、年度末の自己資本比率は 3.5%程度まで低下するに至っております。

また、平成 23 年 3 月に金融機関から約 2 兆円の緊急融資を受けたことにより、平成 22 年度末の現預金残高は 2 兆 1,343 億円となったものの、火力燃料費の増加に加え、電気事業設備の機能維持のための投資資金や多額の社債償還資金等が必要であったこと等から、平成 23 年度末の現預金残高は 9,849 億円（原子力損害賠償支援機構資金交付金を除きます。）に減少しております。

当社は、平成 23 年 12 月に策定した「改革推進のアクションプラン」で掲げた目標（2 兆 6,488 億円）を上回る費用削減を実施することや、資産売却を加速することなど、グループ全体で徹底した経営合理化

を進めることとしております。しかしながら、これらの経営合理化に加えて最低限の電気料金の引上げを実施したとしても、平成 24 年度は 1,050 億円の純損失となる見通しであり、財務基盤の脆弱な状態が継続するなか、要賠償額の見積もり増加等の収支悪化リスクが顕在化した場合には債務超過に陥る懸念もあります。加えて、自律的な資金調達力の著しい低下に伴い、安定供給に欠かすことのできない燃料調達や設備投資、そして福島第一原子力発電所 1 号機から 4 号機の廃止措置（以下「廃止措置」といいます。）に向けた計画的な投資に必要な資金を調達することも困難な状況となっており、こうした状況が続く限り、今後の賠償金支払円滑化のための人員体制の拡大や、廃止措置の前倒しでの実施も不可能となります。

以上のような債務超過リスクや資金繰り面でのリスクを回避し、事業の継続性を確実なものにするとともに、公募債市場への復帰等自律的な資金調達力の早期回復を図るためにも、まずは、資本を十分に増強し、財務基盤を強化する必要があることから、当社は、増資額や出資引受け先等の検討に入りました。

機構法第 41 条第 1 項第 2 号では、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電力の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に資する資金援助措置の一つとして、原子力事業者が発行する株式の引受けが定められております。上述のとおり、今回の株式発行の目的は、機構法に基づく資金援助の目的に合致したものであると考えられることに加え、必要とする金額の規模や緊急性等を考慮した結果、当社は機構に対して株式の引受けを申し込むことが最適であると判断しました。

こうした判断のもと、当社は、平成 24 年 3 月 29 日、機構に対して、当社が発行する株式（払込金額総額 1 兆円）の引受けを含む資金援助を申請しました。その後、機構と共同で当該 1 兆円の株式の引受けを含む総合特別事業計画を作成しました。同年 4 月 27 日、機構と当社は、主務大臣に対して同計画の認定を申請し、同年 5 月 9 日に主務大臣の認定を受け、同日、当社は、機構から株式の引受けを含む資金援助の決定の通知を受けました。

これらを踏まえ、当社は、本日開催の当社取締役会において、本年 6 月 27 日開催予定の当社定時株主総会において発行可能株式総数の増加等の必要な議案が承認可決されること等を条件に、機構を割当先とする本優先株式発行を決議いたしました。

今後は、今回の資本増強による財務基盤の強化を基礎に、総合特別事業計画に基づき、被害者の方々への迅速かつ適切な損害賠償の実施、着実な廃止措置、電力の安定供給の確保の同時達成に努めるとともに、徹底した経営合理化と、当社がこれまで培ってきた経営資源の有効活用により、企業価値を向上させてまいります。

II. 総合特別事業計画の概要（平成 24 年 5 月 9 日認定）

1. 総合特別事業計画策定にあたっての基本的考え方

今回の福島第一原子力発電所事故は、被害者の方々への賠償や原子炉の廃止措置、安定的かつ効率的な電力供給の確保など、「世代にまたがる国家的難題」ともいふべき諸課題を引き起こす結果となりました。当社は、こうした課題に同時複合的に直面しているとの基本認識を持ち、被害者の方々への賠償責任及び事故プラントの廃止措置の責任を負う主体として、かつ法律上の供給義務を負う安定供給の直接の担い手として、あらゆる手段を総動員し、責任に正面から向き合い、「賠償・廃止措置・安定供給」の同時達成に取り組んでまいります。

2. 当社の事業運営の基本的方針

当社は、「新しい東電」の方向性の三つの柱である「責任を全うする」「開かれた東京電力へ」「お客さま・社会と共にエネルギーサービスを変革する」を基本として、以下の取り組みを進めてまいります。

- ・まず、親身・親切的な賠償、着実な廃止措置の実施、電気料金の抑制、電力の安定供給と設備の安全確保に係る責任をしっかりと果たしていきます。その中で、経営合理化を徹底して実行します。
- ・そして、被害に遭われた方々やお客さま、広く社会の皆さまに対する、迅速・積極的でわかりやすい情報発信と、皆さまの声に耳を傾ける経営、ガバナンス・組織改革、取引の公平性・透明性を確保する調達改革に取り組んでまいります。同時に、これらの改革の基礎となる社内の意識改革を成

し遂げます。

- ・その上で、お客さまの立場に立って多様なニーズにお応えしていくとともに、競争と連携により軸足をおいた事業モデルへ転換し、エネルギーサービスを変革してまいります。

3. 経営の合理化のための方策

当社は、総合特別事業計画に基づき、コスト削減の徹底や資産売却等の経営合理化を進めてまいります。具体的には、すぐに着手できる項目について網羅的に実行する「経常的な合理化」（第Ⅰフェーズ）、抜本的な調達構造改革や人事制度の運用の中身にまで踏み込んだ上で取り組む「構造的な合理化」（第Ⅱフェーズ）、さらには事業戦略そのものを変更し、会社の枠を超えた連携等を進める「戦略的な合理化」（第Ⅲフェーズ）という3つの段階に分けて、以下の①～③の事項に取り組めます。

①コスト削減の徹底

全ての費用を対象に、コスト削減策を整理し、第Ⅰフェーズにおける経常的費用の網羅的な削減に加え、投資計画の見直しや構造面での変革まで踏み込んだ合理化を行うことにより、緊急特別事業計画の策定時点から、平成33年度までの10年間で、追加的に6,565億円のコスト削減を盛り込み、「10年間で3兆3,650億円を超えるコスト削減」を行います。

②設備投資計画の見直し

供給設備、流通（系統）設備に関する設備投資計画については、安定供給の確保を大前提としつつも、中長期にわたる徹底的な経営合理化の観点から見直しを行ってまいります。まず、ピーク需要抑制策により、平成32年度夏期の断面で緊急特別事業計画の策定時点と比較して、約327万kWの供給設備の設備投資削減を実現いたします。また、供給設備については、多額の設備投資負担を抑える観点から、現在既に投資を始めている電源を除き、全ての火力電源開発（新設・リプレース）に当たって入札を行うこととし、これにより平成33年度までの10年間で7,972億円の設備投資の削減を行います。さらに、流通設備については、将来の需要や電源構成等を考慮した潮流状況等を踏まえ、結果的に不要となる投資の削減や設備仕様の見直し等を通じて、平成33年度までの10年間で1,213億円の設備投資の削減を行います。

③資産売却

資産売却については、「改革推進のアクションプラン」を最大限加速し、スケジュールを大幅に前倒してまいります。また、子会社・関連会社のうち、緊急特別事業計画時点で「売却」ではなく「継続保有」と整理された会社についても、コスト削減のためのアクションプランを策定し、グループ丸となって徹底的な経営合理化に取り組んでまいります。

4. 事業改革

事業分野ごとに、IPP事業者等、外部事業者との連携等を大胆に進めるとともに、多様化する需要家のニーズに対して様々な選択肢を提供することを通じて、「エネルギーサービス改革」を実現してまいります。具体的には、以下の①～③の事項に取り組めます。

①他の事業者との連携等を通じた燃料調達の安定・低廉化、火力電源の高効率化

i) 火力電源の高効率化

古い設備のリプレースを積極的に進め、高効率化を図っていくにあたり、既に投資を開始しているものを除き、全ての火力電源の新規開発・リプレースに当たっては入札を行います。さらに、自社資産を他の事業者へ売却又は貸与し、代替的にリプレースを進めて頂くなど、自らの設備投資負担を極力抑制しつつ、その保有資産を有効に活用してまいります。

ii) 燃料調達の安定化・低廉化に向けた戦略的な事業展開

燃料受入オペレーションを効率化することにより、相対的にコストの低いLNG火力の利用率

を高めます。また、ガス会社や石油会社等と、タンクやバース、パイプライン等の施設のより効率的な運用や設備の増設を進めるなど、燃料関連施設の外部パートナー事業者との共同建設・運用を強化してまいります。さらに、非在来型を含む調達源や価格決定方式等の多様性の充実を図るとともに、燃料調達における連携・集約化等に自ら貢献していくことを目指し、他エネルギー関連企業や政府に対し主体的に働きかけてまいります。また、資金制約を勘案しつつ、燃料サプライチェーンの上流部門への関与を深め、上流への共同投資プロジェクトへの参画も行ってまいります。

iii) 新興国等における設備運営ノウハウの活用

新鋭 LNG 火力発電所等の設備運営ノウハウを活かし、海外新興国市場での IPP 事業等に対して、技術的知見をコンサルティングに活かす形で参画いたします。これにより、世界全体の需給緩和に貢献するとともに、収益拡大も実現してまいります。

②送配電部門の中立化・透明化

i) 情報開示の徹底と公平性の向上

他の事業者の供給能力や電源開発、お客さまの節電能力を活かし、需給調整に係る燃料費負担や将来の設備投資負担の軽減を目指し、需給や系統運用・系統裕度、当社のネットワークの増強コスト等に係る情報を積極的に開示してまいります。

ii) スマートメーターの国内外からのオープンな調達・導入拡大

スマートメーターの調達にあたっては、国際入札や社外からの意見募集といった抜本的調達改革を行います。その上で、平成 30 年度までに約 1,700 万台のスマートメーターを家庭等に集中導入（遅くとも平成 35 年度までに全戸を対象に 2,700 万台の配備を実現）し、世界最先端のスマート社会の実現を目指します。

③小売部門における新たな事業展開

i) 節電インセンティブの引き出しによるピーク需要の抑制

料金メニューの多様化、外部のパートナー事業者との連携によるエネルギー・マネジメント・ビジネスの展開等を通じ、お客さまの節電インセンティブを引き出すとともに、料金のご負担を軽減いたします。

ii) お客さまのニーズに即した新しいサービスやビジネスの展開

大口（契約電力 500kW 以上）のお客さまを対象に、従来は十分に対応できていなかったニーズを掘り起し、他事業者との連携による相乗効果を発揮しながら、新しい形態のエネルギーサービスを検討・展開してまいります。具体的には、自然エネルギーなど多様なエネルギー源と組み合わせた電力の提供を行うなど、お客さまごとのニーズに密着した満足度の高いサービスを展開し、収益の拡大を目指してまいります。また、大口のお客さま以外に対しても、例えば自然エネルギー由来の電気の利用を希望するお客さまに、将来的にグリーン料金を準備するなど、お客さま本位の選択が可能となるようなメニューを提供してまいります。

iii) スマートメーターを活用した家庭等を対象とする新たなサービスの展開

家庭部門へのスマートメーター本格導入に伴い、家庭でのピーク時の節電インセンティブを生み出す料金メニューを設定することで、お客さまの料金負担を軽減するとともに、設備投資・燃料費の抑制につなげてまいります。さらには、外部のパートナー事業者等との連携により、HEMS（Home Energy Management System）との連携による家電の最適制御等、新たなサービスを展開いたします。

5. 意識改革

意識改革を実行するために、以下の 3 つの改革に取り組んでまいります。

①ガバナンス改革：委員会設置会社への移行

本年 6 月の当社定時株主総会での承認（定款変更）をもって、経営機構を委員会設置会社に変

更し、社外出身者中心の取締役会が重要な経営戦略の策定と業務執行の監督を行い、社内出身者中心の執行役・執行役員が業務執行を行う経営体制とする方針です。また、取締役の人数は現行の人数から大幅にスリム化を行うこととしております。さらには、取締役会長・社長直轄のスタッフ部門の創設や、取締役会長による監督機能強化を行うことで、取締役会長・社長が強いリーダーシップを発揮できる体制を整えます。

②組織改革：カンパニー制の導入

各部門のミッションと収益・コスト構造の明確化、外部への透明性向上等を図るため、カンパニー制を導入いたします。平成 24 年度の早期に「カンパニー移行プラン」を策定し、火力・燃料部門は平成 24 年度下半期に、小売部門、送配電部門は平成 25 年 4 月を目途にカンパニーに移行いたします。また、中期的には、取り組みの進捗状況と、今後の電力システム改革の動向を踏まえつつ、グループ内分社化や持株会社制への移行等についても検討してまいります。

③人事制度改革：新人事処遇制度への移行等

「新しい東電」の姿にふさわしい新たな人事処遇制度を平成 25 年度上半期から導入する予定です。具体的には、人件費総額を抑制しながらも、新たな期待役割の設定、外部アセスメントの導入、業績の処遇への反映拡大、チームリーダーの職位化等により年功的要素を縮小し、実力主義を徹底いたします。また、各カンパニーを含む全ての部門を対象とした部門間人事異動のルール化・積極化により、行き過ぎた縦割りを防止するとともに、部門間連携の強化と視野の拡大により改革を促進してまいります。

6. 財務基盤の強化

①金融機関への協力の要請の内容

当社は、原子力事故の発生（平成 23 年 3 月 11 日）前の水準の財務基盤への回帰を目指すとともに、原子力損害の賠償の履行に充てるための資金及び電力の安定供給に必要な資金を確保するため、当社への貸付債権を有する取引金融機関（平成 23 年 3 月 11 日時点で存在した貸付債権に係る債権者たる金融機関をいいます。以下同じ。）に対し、総合特別事業計画における協力要請として、以下の事項を実行することを要請してまいります。

- i) 公募債市場への復帰等自律的な資金調達力が回復するまで（但し、総合特別事業計画では平成 27 年 3 月末日まで）の間、全ての取引金融機関が、機構及び当社との協議の結果に従い、借換え等により与信を維持。
- ii) 主要取引金融機関が、機構及び当社との協議の結果に従い、速やかに、新規融資等の実行・短期の融資枠（コミットメントライン等）の設定等により、下記iii)記載の金融機関による弁済額相当額の資金供与分（いわゆる復元）を含めて約 1 兆円の追加与信（いわゆる「ニューマネー」の供与）を実行。
- iii) 平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月末日までの間に弁済を受けた取引金融機関が、機構及び当社との協議の結果に従い、機構の出資にあわせて、弁済額と同額の資金を供与。

②機構の出資による財務状態の抜本改善

総合特別事業計画に基づき賠償、廃止措置に万全を期して取り組むとともに、電力の安定供給の持続性を確保すべく、公募債市場への復帰等自律的な資金調達力の早期回復の実現に向けて財務基盤を強化することを目的として、機構は、当社定時株主総会において発行可能株式総数の増加等の必要な議案が承認可決されること等を条件に、第三者割当増資（払込金額総額 1 兆円）によって当社株式を引き受けます。株式の引受けに際して、機構は当社の集中的な経営改革による収益構造の改善を確実なものとし、「賠償・廃止措置・安定供給」という 3 つの課題の統合的な解決を担保するため、出資時において、議決権付種類株式¹により総議決権の 2 分の 1 超の議決権を取得するとともに、追加的に議決権を取得できる転換権付無議決権種類株式²を引き受けることに

¹ A 種優先株式がこれに該当します。

² B 種優先株式がこれに該当します。

より、潜在的には総議決権の3分の2超の議決権を保有することになります。機構は、当社の集中的な経営改革に一定の目途がつくか、当社が公募債市場において自律的に資金調達を実施していると機構が判断した段階で、議決権付種類株式の一部を転換権付無議決権種類株式に転換すること等により、機構が保有する当社の議決権割合を2分の1未満に低減させ、その後、当社の経営改革に悪影響を与えない範囲で、適切な時期に当社による機構所有株式の取得や普通株式への転換による株式市場への売却等によって、早期の出資金回収を目指すこととしております。

③株主への協力要請の内容

機構による出資は、「賠償・廃止措置・安定供給」の着実な実施のために不可避の措置であります。本優先株式発行により、既存の株主の皆さまが保有する普通株式は希釈化されることとなりますが、当社は機構による出資と議決権確保の必要性について株主の皆さまの理解促進に努めるとともに、株主の皆さまには本年6月の当社定時株主総会において発行可能株式総数の増加や種類株式の発行に係る定款の変更等、機構による出資に必要となる議案に賛成を頂けるよう、努めてまいります。

また、今回の事故発生後の厳しい財務状況等に鑑み、平成23年3月期期末配当及び平成24年3月期中間配当については実施しておりませんが、今後においても、国民負担の最小化の観点から、当面の間の無配の継続について、株主の皆さまにご理解頂けるようお願いしてまいります。

④需給と収支の見通し

i) 需給の見通し

平成24年度夏期につきましては、柏崎刈羽原子力発電所6号機が本年3月26日から定期検査入りしたことから当社の原子力発電所は全基停止となりますが、緊急電源の設置等の追加供給力確保に加え、需給調整契約の拡大・整備等の需要抑制方策の活用により、適正な供給予備力を確保してまいります。また、平成25年度以降についても、新規電源の運転開始や、緊急設置電源のコンバインドサイクル化等により、電力需給のバランスを確保してまいります。

ii) 料金改定

東北地方太平洋沖地震発生以降、当社では原子力発電の減少に伴う火力電源への依存度の高まりによって燃料費が大幅に増加していることに加え、安定供給確保のための緊急電源の設置等によって、費用が構造的に増加しております。当社は、総合特別事業計画に基づいた徹底的な経営合理化を実施し、費用を可能な限り削減してまいります。燃料費等の費用増分を賄うことは極めて困難な状況にあります。

現行の料金水準のままでは、今後も営業損失の発生を避けることはできず、財務基盤の弱体化が一層進むことにより、円滑な賠償や着実な廃止措置、電力の安定供給が不可能となるおそれがあることから、こうした事態を回避するため、当社はお客さまに電気料金の引き上げをお願いせざるを得ない状況にあると認識しております。当社は、電気料金の引き上げが、お客さまの生活や産業活動に多大なる負担を伴うことを厳しく認識し、「徹底した情報の開示と分かりやすい御説明」「少しでも御負担を軽減できるような料金メニューの提示」「経営合理化の徹底」を大原則として、お客さまのご理解を頂けるよう努めてまいります。

以上を前提に、総合特別事業計画の認定後速やかに、電気事業法第19条第1項の規定に基づき、必要最低限の料金改定を経済産業大臣に申請することを予定しております³。

iii) 収支の姿

平成23年度は、燃料費の大幅な増加等により、営業損益の段階から大幅な赤字となる見込みですが⁴、平成24年度以降は、料金改定等による収入増や、平成25年度以降に柏崎刈羽原子力発電所が順次再稼働することによる費用減を仮定したこと等に伴い、平成24年度は2,647億円

³ 平成24年5月11日に料金改定を申請いたしました。

⁴ 平成23年度通期業績は3,191億円の営業損失となりました（平成24年5月14日公表）。

の営業損失となるものの、平成 25 年度、26 年度はそれぞれ 1,715 億円、3,478 億円の営業利益を計上する見込みとなっております。

7. 経営責任の明確化のための方策

当社では、原子力事故に係る経営責任明確化方策の一環として、平成 23 年 6 月に当時の社長、原子力担当副社長が退任し、役員報酬の返上、減額等を実施してまいりました。

今般、機構に対して、賠償資金に加え、株式引受けによる多額の資金援助を申込み、取引金融機関や株主の皆さまに対しても相当なご協力要請を行うこと、並びに総合特別事業計画を実行に移すことにより、「新しい東電」の確立に向けた新しい体制が整うことに鑑み、以下のとおり、一層の経営責任の明確化を図ることといたします。

- ・ 本年 6 月の定時株主総会で、取締役及び監査役の全員が退任し、一部を除き不再任
- ・ 役員退職慰労金（打ち切り支給分）の受取辞退（退職後未支給の者を含む）
- ・ 本年 6 月の定時株主総会までの間、現在の取締役及び執行役員の報酬減額措置を継続（監査役についても、取締役に準じた減額を継続）
- ・ 顧問制度の廃止（本年 3 月末実施済）

8. 総合特別事業計画の確実な履行の確保

当社は本年 6 月の当社定時株主総会後の新体制においては、総合特別事業計画に基づく経営改革を推進し、機構はそれをバックアップしつつ、その進捗をモニタリングする体制を基本といたします。総合特別事業計画の履行を確保するため、機構は、当社に取締役・執行役等を派遣することにより、取締役会等の意思決定への参画、取締役会長・社長の改革推進の補佐、経営合理化のモニタリング等の取り組みを行います。

9. 資金援助の内容

機構は、当社による賠償金の速やかな支払を確保するため、要賠償額 2 兆 5,462 億円から賠償措置額として既に受領している 1,200 億円を控除した 2 兆 4,262 億円を、損害賠償の履行に充てるための資金として交付することとしております。

また、総合特別事業計画に基づき賠償、廃止措置に万全を期して取り組むとともに、電力の安定供給の持続性を確保すべく、公募債市場への復帰等自律的な資金調達力の早期回復の実現に向けて財務基盤を強化することを目的として、機構は、当社定時株主総会において発行可能株式総数の増加等の必要な議案が承認可決されること等を条件に、第三者割当増資（払込金額総額 1 兆円）によって当社株式を引き受けることとしています。

なお、その際、当該株式引受け、取引金融機関による新規与信、料金改定は、「賠償・廃止措置・安定供給」を実現するために一体不可分であるとの考え方に十分留意するものとされています。

III. 本優先株式発行の日程

平成 24 年 5 月 21 日	取締役会決議 定時株主総会の招集 株主総会の承認を条件とする本優先株式発行に係る募集要項の決定 機構との株式引受契約の締結
平成 24 年 6 月 27 日	定時株主総会（予定） 定款変更 本優先株式発行に係る募集要項の決定を取締役に委任する件
平成 24 年 7 月 25 日	機構による払込みの完了（予定）

IV. 第三者割当による本優先株式発行について

当社は、機構からの株式引受けを含む資金援助の決定の通知を受け、第三者割当による本優先株式発行を下記の概要で予定しております。本優先株式発行に伴い、既存株式の希釈化が生じることが見込まれます。詳細については、以下の概要をご覧ください。

なお、当社は、本優先株式発行のために必要な議案を本年6月27日開催予定の当社定時株主総会の付議議案とすることを予定しており、本優先株式発行は、本優先株式に関する関係規定の新設等を含む定款変更、本優先株式発行の決定の取締役会への委任、及び機構が指名する取締役候補の選任の各議案について、当該定時株主総会における承認決議が得られること、本優先株式発行のために必要なその他の手続が完了し、かかる手続がいずれも取り消されていないこと、取引金融機関との融資関連契約が締結されていること、また、当社による特別事業計画の履行に悪影響を及ぼす事象が存在しないこと（機構の本優先株式の引受けの判断に支障を及ぼさない軽微な事象を除きます。）等を条件としております。

1. 募集の概要

(1) A種優先株式の概要

(1) 払込期日	平成24年7月11日から同年7月25日まで（注）
(2) 発行新株式数	1,600,000,000株
(3) 発行価額	1株につき200円
(4) 発行価額の総額	320,000,000,000円
(5) 資本組入額	1株につき100円
(6) 資本組入額の総額	160,000,000,000円
(7) 募集又は割当方法（割当先）	第三者割当の方法により、機構に全株式を割り当てます。
(8) その他	上記各号については、平成24年6月27日開催予定の当社定時株主総会において、本優先株式発行に必要な議案が承認されることその他上記の条件が付されております。 なお、詳細については、別紙IV-1-(1)をご覧ください。

(注) 平成24年7月25日を払込日として予定しております。但し、会社法上の払込期間は平成24年7月11日から同年7月25日までと決議しており、当社と機構との間の株式引受契約書に定めるクロージングに係る前提条件の充足時期によっては、払込日が上記払込期間の範囲で繰り上がる場合があります。

(2) B種優先株式の概要

(1) 払込期日	平成24年7月11日から同年7月25日まで（注）
(2) 発行新株式数	340,000,000株
(3) 発行価額	1株につき2,000円
(4) 発行価額の総額	680,000,000,000円
(5) 資本組入額	1株につき1,000円
(6) 資本組入額の総額	340,000,000,000円
(7) 募集又は割当方法（割当先）	第三者割当の方法により、機構に全株式を割り当てます。
(8) その他	上記各号については、平成24年6月27日開催予定の当社定時株主総会において、本優先株式発行に必要な議案が承認されることその他上記の条件が付されております。 なお、詳細については、別紙IV-1-(2)をご覧ください。

(注) 平成24年7月25日を払込日として予定しております。但し、会社法上の払込期間は平成24年7月11日から同年7月25日までと決議しており、当社と機構との間の株式引受契約書に定めるクロージングに係る前提条件の充足時期によっては、払込日が上記払込期間の範囲で繰り上がる場合があります。

2. 募集の目的及び理由

上記「I. 本優先株式発行の目的」記載のとおり、当社が、「賠償・廃止措置・安定供給」を迅速かつ着実に実施していくためには、財務基盤の強化が必要なことから、機構を割当先とする A 種優先株式及び B 種優先株式の第三者割当による資金調達を行うものです。

議決権のある A 種優先株式(B 種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されています。)と議決権のない B 種優先株式(A 種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されています。)の 2 種類を発行する理由は、上記「II. 総合特別事業計画の概要」「6. 財務基盤の強化」「②機構の出資による財務状態の抜本改善」記載のとおり、機構が、議決権付種類株式である A 種優先株式により、総議決権の 2 分の 1 超を取得するとともに、追加的に議決権を取得できる転換権付無議決権種類株式である B 種優先株式を引き受けることで、潜在的には総議決権の 3 分の 2 超の議決権を確保するためであります。当社は、公募債市場への早期復帰が可能となるよう、徹底的な経営合理化や戦略的な事業展開により収益を確保し、機構法により義務付けられている特別負担金の納付を行いつつ、適切な内部留保による着実な資本増強を図ります。機構は、当社の集中的な経営改革に一定の目途がついたと機構が判断する場合、又は当社が公募債市場において自律的に資金調達を実施していると機構が判断する場合には、議決権付種類株式である A 種優先株式の一部を転換権付無議決権種類株式である B 種優先株式に転換すること等の措置を講じることによって、機構が保有する当社の議決権割合(潜在株式に係る議決権を含まないベースで算定されます。)を 2 分の 1 未満に低減させることを予定しています。公募債市場への復帰時期は、2010 年代半ば以降のできるだけ早い時期を目標とします。

本優先株式発行に伴い、既存株式に大幅な希釈化が生じることが見込まれ、株主の皆さまには多大なご負担をお願いすることになりますが、①当社事業の継続性を確実なものとし、「賠償・廃止措置・安定供給」を同時に達成していくためには、本優先株式発行による財務基盤の強化と資金確保が必要不可欠であること、②今回発行を予定している優先株式は払込金額の総額が 1 兆円と多額であり、その緊急性にも鑑みると、引受先は機構以外に見込めないこと、③国の認可を受けて設立された機構が株式を保有することにより、当社の信用力向上などの効果が期待できること、さらに上記のとおり、④機構は、当社の集中的な経営改革に一定の目途がつくか、又は公募債市場において自律的に資金調達を実施していると機構が判断した段階で、A 種優先株式の一部を B 種優先株式に転換すること等の措置を講じることにより、保有議決権(潜在株式に係る議決権を含まないベースで算定されます。)を 2 分の 1 未満に低減させるとしていることなどから、当社といたしましては、機構に対し本優先株式を発行することが最善の策であると判断いたしました。

なお、当社は、平成 24 年 5 月 21 日付で機構と締結した株式引受契約書(以下「本株式引受契約」といいます。)において、以下の内容等の合意を行っております。

- (1) 本優先株式の払込前後を問わず、当社が(i)機構の承諾なく倒産手続の申立てを行わないこと、(ii)①剰余金の処分、②資本金・準備金の額の変更、若しくは任意積立金の取り崩し、③株式、新株予約権、新株予約権付社債等の発行・処分(単元未満株主からの買増請求に応じる場合を除く。)又は取得・消却(機構からの取得等を除く。)④組織再編行為、又は⑤上記③及び④の他、機構の議決権割合又は持株割合を希釈化させる蓋然性のある行為を行う場合には、機構の書面による事前承諾を得ること、(iii)①株主総会の招集及び上程議案の内容の決定、②委員会設置会社移行後における指名委員の選定・解職、③取締役会規程、指名委員会規程等の重要な社内規則の変更・廃止又は④年度予算の決定・変更を行う場合には、機構との事前協議を行うこと、並びに(iv)①当社(子会社及び関連会社を含む。)の資産、経営、財政、信用状態又は将来の業績予想に当社の連結ベースで重大な悪影響を及ぼすおそれのある事由又は②特別事業計画の履行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある事由が発生した場合、機構に書面による報告を行うこと
- (2) 本優先株式の払込前において、当社が(i)重要人事の変更、組織再編行為、新規借入、担保設定その他資産、経営、財政、信用状態又は将来の業績予想に当社の連結ベースで重要な変更をもたらす行為を行わないこと、(ii)①機構が指名する取締役候補の選任、②所定の定款変更及び③本優先株式発行の各議案について、本年 6 月に予定されている当社定時株主総会の承認決議が得られるよう最大限の努力をすること、(iii)当該株主総会決議が得られることを条件として、機構が満足する内容の取締

役会規程、指名委員会規程等の内部規則を承認する手続を行うこと、(iv)当該株主総会の承認決議以外の、本優先株式発行に必要な法令上及び定款その他の内部規則上の手続を行うこと、並びに(v)機構による本優先株式の引受け後の当社の経営管理・業務運営体制及び関連人事について、機構との間で合意するべく誠実に協議を行うこと

- (3) 本優先株式の払込後において、当社が、(i)会社法第 416 条第 4 項に規定される事項に加えて、本株式引受契約に定める事前承諾事項及び事前協議事項の決定を執行役に委任しないこと、(ii)取締役会付議事項及び報告事項につき、取締役に対する招集通知の送付と同時に、取締役に通知するものと同じ内容を、機構に対して通知すること、並びに(iii)機構が普通株式の売出しを決定した場合には、当該売出しについて最大限の協力をすること
- (4) ①機構が保有する議決権割合（潜在株式に係る議決権を含まないベースで算定される。）を 3 分の 2 以上に増加させる場合、又は②下記(5)により 2 分の 1 未満に減少させた議決権割合を 2 分の 1 以上に増加させる場合には、機構は、当社と協議のうえ、当社と共同で機構法第 46 条第 1 項に定める認定特別事業計画の変更手続をとる（この場合、当社は、機構の判断に従い、認定特別事業計画の変更に係る認定の申請を機構と共同で行う。）ものとし、当該変更について主務大臣の認定が得られた後に議決権割合を増加させるための取得請求権を行使すること（但し、機構が普通株式の市場売却等によってその保有する本優先株式を換価することを目的として、本優先株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使する場合にはこの限りではない。）
- (5) ①当社の集中的な経営改革に一定の目途がついたと機構が判断する場合、又は②当社が公募債市場において自律的に資金調達を実施していると機構が判断する場合には、機構は、B 種優先株式を対価とする A 種優先株式の取得請求権の行使等の措置を講じることによって、機構が保有する当社の議決権割合（潜在株式に係る議決権を含まないベースで算定される。）を 2 分の 1 未満に低減させること
- (6) 機構が保有する議決権割合（機構が保有する B 種優先株式を全て A 種優先株式に転換したと仮定した場合の当該 A 種優先株式に係る議決権数を含めて算定される。）が 5 分の 1 以下となったとき及びそれ以降で当社が合理的な理由を示して申し入れたときは、当社及び機構は、当該議決権割合を踏まえて、本株式引受契約に定める事前承諾事項、事前協議事項等の取扱いについて誠実に協議すること

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期並びに資金使途の合理性に関する考え方

(1) A 種優先株式

①調達する資金の額（差引手取概算額）	払込金額の総額 320,000,000,000 円 （差引手取概算額 318,840,000,000 円） ※ 発行諸費用の概算額 1,160,000,000 円（見込み） （内訳：登記関係費用及びアドバイザー費用等）
②調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期	上記 A 種優先株式差引手取概算額及び後述の B 種優先株式差引手取概算額の合計 996,360,000,000 円につきましては、原子力損害賠償の迅速かつ適切な実施に万全を期し、着実な廃止措置について全力で取り組む万全の態勢を整えるとともに、電力の安定供給のために必要な資金として、平成 27 年 3 月末を目途に随時使用することを予定しております。また、調達資金を実際に支出するまでは、当社銀行口座において管理いたします。
③調達する資金使途の合理性に関する考え方	前述の「 <u>I. 本優先株式発行の目的</u> 」及び本章「 <u>IV. 第三者割当による本優先株式発行について</u> 」2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、A 種優先株式の発行は、総合特別事業計画の一環として行われるもので、当社の経営上必要不可欠なものであり、上記の資金使途は合理性があるものと判断しております。

(2) B種優先株式

①調達する資金の額（差引手取概算額）	払込金額の総額 680,000,000,000円 （差引手取概算額 677,520,000,000円） ※ 発行諸費用の概算額 2,480,000,000円（見込み） （内訳：登記関係費用及びアドバイザー費用等）
②調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期	前述の「(1) A種優先株式②調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載のとおりです。
③調達する資金使途の合理性に関する考え方	前述の「 <u>I. 本優先株式発行の目的</u> 」及び本章（ <u>IV. 第三者割当による本優先株式発行について</u> ）「 <u>2. 募集の目的及び理由</u> 」に記載のとおり、B種優先株式の発行は、総合特別事業計画の一環として行われるもので、当社の経営上必要不可欠なものであり、上記の資金使途は合理性があるものと判断しております。

4. 発行条件等の合理性

①払込金額の算定根拠及びその具体的な内容	当社は、株価変動率、本優先株式の配当条件、本優先株式の株主が負担することとなるクレジット・コスト及び普通株式を対価とする取得請求権等の本優先株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮し、当社の置かれた事業環境及び財務状況並びに本優先株式の流動性等を総合的に勘案の上、本優先株式の発行条件（本株式引受契約における条件を含みます。）を決定しております。本優先株式発行にあたりましては、当社の事業環境や財務状況等を踏まえ、議決権や配当条件、取得請求権など株式価値に影響を与える様々な条件について、機構と協議を重ねてまいりました。また、最終的に機構と合意した発行条件をもとに第三者機関（SMBC日興証券株式会社、みずほ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）に、本優先株式の評価を依頼し、一般的な価格算定モデルを用いた株式価値算定書を受領いたしました。客観的な市場価格のない優先株式の価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり様々な考え方があるものの、A種優先株式及びB種優先株式の払込金額は、いずれも各社が算定した株式価値に対して10%以上のディスカウントとなっており、会社法上、株式を引き受ける者に特に有利な金額に該当する可能性が高いものと考えられることから、本優先株式発行については、平成24年6月27日開催予定の当社定時株主総会において、特別決議によるご承認を頂く予定です。
②発行数量及び株式の希釈化の規模が合理的であると判断した根拠	A種優先株式には議決権が付与されているため、A種優先株式が発行された段階で、普通株式に議決権ベースで100.43%（本優先株式発行前の発行済普通株式対比（小数点以下第3位を四捨五入）、以下同様。）の希釈化が生じることとなります。また、A種優先株式にはB種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が、B種優先株式にはA種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権がそれぞれ付されており、本優先株式が普通株式へ転換されない場合においても、B種優先株式の全てがA種優先株式に転換された場合、議決権ベ

ースで313.83%の希釈化が生じることとなります。さらに、A種優先株式及びB種優先株式全てが普通株式に転換された場合には、最大で2,092.20%（下限取得価額（本優先株式を普通株式に転換する際の取得価額の下限。以下同じ。）30円で取得請求権が行使された場合）の希釈化が生じることとなります。但し、下限取得価額30円での取得請求を行うためには発行可能株式総数として350億株程度が必要なところ、本年6月27日開催予定の当社定時株主総会における決議（及び本優先株式発行の効力発生）をもって増加を予定している発行可能株式総数は141億株であり、実際に当該取得請求を行うためには、再度株主総会を開催のうえ、発行可能株式総数の増加を行う必要があります。なお、発行可能株式総数141億株を前提とした場合の希釈化率は、784.13%となります。

以上のとおり、本優先株式発行に伴い、既存株式に大幅な希釈化が生じることが見込まれ、株主の皆さまには多大なご負担をお願いすることになりますが、①当社事業の継続性を確実なものとし、「賠償・廃止措置・安定供給」を同時に達成していくためには、本優先株式発行による財務基盤の強化と資金確保が必要不可欠であること、②今回発行を予定している優先株式は払込金額の総額が1兆円と多額であり、その緊急性にも鑑みると、引受先は機構以外に見込めないこと、③国の認可を受けて設立された機構が株式を保有することにより、当社の信用力向上などの効果が期待できること、④機構は、当社の集中的な経営改革に一定の目途がつくか、又は公募債市場において自律的に資金調達を実施していると機構が判断した段階で、A種優先株式の一部をB種優先株式に転換すること等の措置を講じることにより、保有議決権（潜在株式に係る議決権を含まないベースで算定されます。）を2分の1未満に低減させるとしていることなどから、当社といたしましては、機構に対し本優先株式を発行することが最善の策であると判断したものであり、本優先株式発行に伴い生じる希釈化についても合理性があるものと考えております。

なお、希釈化率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定は、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）が認める場合に該当するとして、当該第三者割当の目的、割当対象者の属性、発行可能株式総数の変更に係る手続の実施状況その他の条件を総合的に勘案し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと東証が認める場合を除き、上場廃止基準に該当するとされております（東証における有価証券上場規程施行規則第601条第13項第6号、上場管理等に関するガイドラインIV9）。しかし、当社といたしましては、上記①乃至④の理由により、本優先株式発行は、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ない場合として、上場廃止基準には該当しないものと考えております。

5. 割当先の選定理由等

(1) A種優先株式及びB種優先株式

①割当先の概要	原子力損害賠償支援機構 割当先の概要の詳細は、別紙IV-5-(1)をご覧ください。
②割当先を選定した理由	上記の「 <u>I. 本優先株式発行の目的</u> 」及び「 <u>IV. 第三者割当による本優先株式発行について</u> 」「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおりです。
③割当先の保有方針	<p>(ア) 上記「<u>I. 本優先株式発行の目的</u>」及び「<u>IV. 第三者割当による本優先株式発行について</u>」「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおりです。また、当社は、A種優先株式又はB種優先株式が割り当てられた日から2年間、機構がA種優先株式、B種優先株式又はA種優先株式若しくはB種優先株式と引き換えに交付された普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東証に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、機構から確約書を取得する予定です。</p> <p>(イ) なお、当社と機構は、総合特別事業計画及び本株式引受契約等において、機構が以下の株式保有方針であることを公表、合意しております。</p> <p>(1) 損害賠償の実施の状況その他の事情に照らし、やむを得ない事情がある場合に行う、議決権の確保を目的とした取得請求権の行使（B種優先株式からA種優先株式への転換、あるいはA種優先株式及びB種優先株式から普通株式への転換）に関し、①機構が保有する議決権割合を3分の2以上に増加させる必要がある場合、又は②2分の1未満に減少させた議決権割合を2分の1以上に増加させる必要がある場合には、機構は、当社と協議のうえ、当社と共同で、機構法第46条第1項に定める認定特別事業計画の変更手続をとるものとし、当該変更について主務大臣の認定が得られた後に取得請求権を行使すること（但し、機構が普通株式の市場売却等によってその保有する本優先株式を換価することを目的として、本優先株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使する場合にはこの限りではない。）。</p> <p>(2) 売却方針として、①当社の集中的な経営改革に一定の目途がついたと機構が判断する場合、又は②当社が公募債市場において自律的に資金調達を実施していると機構が判断する場合には、機構は、A種優先株式の一部をB種優先株式に転換する等の措置を講じることによって、機構が保有する当社の議決権割合（潜在株式に係る議決権を含まないベースで算定される。）を2分の1未満に低減させること（「一時的公的管理」の終結）。なお、機構は、一時的公的管理終結後、当社の収益及び財務の状況、株式市場の動向等を考慮しながら、当社の経営改革及び株式市場に悪影響を与えない範囲で、適切な時期</p>

	<p>に当社による機構所有株式の取得、普通株式への転換による株式市場への売却等によって、出資金の回収を目指す計画であること。</p> <p>以上に加え、機構により、ヘッジを目的とした株券等貸借取引・店頭デリバティブ取引が行われる予定はありません。このため、本優先株式は、東証の定める有価証券上場規程第434条第2項に定める適用除外に該当することから、当社と機構は、機構による普通株式への転換を制限する措置を講じておりません。</p>
④割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容	<p>機構が資金援助のための資金を確保するため、平成24年度の予算において4兆円の政府保証枠が計上されております。機構は、この政府保証枠を活用し平成24年度に本優先株式引受けに必要な資金を金融機関から調達することとしているため、払込みに必要な財産を有するものと判断しております。</p>

6. 募集後の大株主及び持株比率等

(1) 普通株式

募集前（平成24年3月31日）		募集後	
東京都	2.66%	東京都	2.66%
東京電力従業員持株会	2.39%	東京電力従業員持株会	2.39%
株式会社三井住友銀行	2.24%	株式会社三井住友銀行	2.24%
第一生命保険株式会社	2.22%	第一生命保険株式会社	2.22%
日本生命保険相互会社	2.19%	日本生命保険相互会社	2.19%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1.85%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1.85%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.73%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.73%
株式会社みずほコーポレート銀行	1.48%	株式会社みずほコーポレート銀行	1.48%
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS	1.12%	SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS	1.12%
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー	0.78%	ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー	0.78%

(2) A種優先株式

募集前	募集後
該当なし	原子力損害賠償支援機構 100.00%

(3) B種優先株式

募集前	募集後
該当なし	原子力損害賠償支援機構 100.00%

(4) 本優先株式発行後、B種優先株式のA種優先株式への転換後及び本優先株式の全てが普通株式に転換された場合における議決権の状況（見込み）

募集前（平成24年3月31日）	募集後	B種優先株式の全てがA種優先株式に転換された場合	A種及びB種優先株式の全てが普通株式に転換された場合		
			発行可能株式総数141億株を想定（注2）	最大希釈化ベースを想定（注3）	
原子力損害賠償支援機構	—	50.11%	75.84%	88.69%	95.44%
東京都	2.68%	1.34%	0.65%	0.30%	0.12%
東京電力従業員持株会	2.41%	1.20%	0.58%	0.27%	0.11%
株式会社三井住友銀行	2.26%	1.13%	0.54%	0.26%	0.10%
第一生命保険株式会社	2.23%	1.11%	0.54%	0.25%	0.10%
日本生命保険相互会社	2.21%	1.10%	0.53%	0.25%	0.10%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1.87%	0.93%	0.45%	0.21%	0.09%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.74%	0.87%	0.42%	0.20%	0.08%
株式会社みずほコーポレート銀行	1.49%	0.75%	0.36%	0.17%	0.07%
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS	1.13%	0.56%	0.27%	0.13%	0.05%
ステート ストリートバンク ウェスト クライアント トリーテ	0.78%	0.39%	0.19%	0.09%	0.04%
イー					

(注) 1. 平成24年3月31日現在の株主名簿を基準としております。

2. 平成24年6月27日開催予定の当社定時株主総会において当社が上程する予定の議案について全て承認頂き、本優先株式が全て発行された場合には、当社の発行可能株式総数は141億株となる予定であり、（発行可能株式総数が別途の定款変更によって増加しない限りは）当社の発行できる普通株式の総数は、141億株を超えることはできません。そのため、本優先株式の株主である機構が、本優先株式の全てを普通株式に転換した場合の所有株式が12,492,982千株（14,100,000千株－1,607,017千株（平成24年3月31日現在の発行済普通株式数））となる前提で記載しております。

3. 下限取得価額である30円で本優先株式の全てが普通株式に転換され、普通株式が理論上最大に希釈化した状態を想定して算出しており、本優先株式の株主である機構の所有株式数が33,333,333千株となる前提で記載しております。なお、この場合、別途の定款変更によって、発行可能株式総数を増加させる必要があります。

7. 今後の見通し

本優先株式発行による業績への影響については、業績及びその他の要因を含めて精査中であり、業績予想の修正が必要と判断される場合には、速やかにお知らせいたします。

8. 企業行動規範上の手続き

本優先株式発行は、希釈化率が 25%以上となること及び支配株主が異動することから、東証の定める有価証券上場規程第 432 条第 2 号の定めに従い、株主の意思確認手続として平成 24 年 6 月 27 日開催予定の当社定時株主総会において第三者割当増資による本優先株式発行の必要性及び相当性について、特別決議により株主の皆さまのご判断を頂くこととなります。

なお、機構は、一時的公的管理終結後、当社の収益及び財務の状況、株式市場の動向等を考慮しながら、当社の経営改革及び株式市場に悪影響を与えない範囲で、適切な時期に当社による機構所有株式の取得、普通株式への転換による株式市場への売却等によって、出資金の回収を目指す計画であります。また、機構により、ヘッジを目的とした株券等貸借取引・店頭デリバティブ取引が行われる予定はありません。このため、本優先株式は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 2 項に定める適用除外に該当することから、当社と機構は、機構による普通株式への転換を制限する措置を講じておりません。

9. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績 (連結) (単位: 百万円)

	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
売上高	5,016,257	5,368,536	5,349,445
営業利益	284,443	399,624	△272,513
経常利益	204,340	317,696	△400,405
当期純利益	133,775	△1,247,348	△781,641
1 株当たり当期純利益 (円)	99.18	△846.64	△487.76
1 株当たり配当金 (円)	60.00	30.00	0.00
1 株当たり純資産 (円)	1,828.08	972.28	491.22

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	1,607,017,531 株	100%

(注) 平成 24 年 3 月 31 日時点において、潜在株式はありません。

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
高値	2,540 円	2,499 円	643 円
安値	2,085 円	461 円	148 円

② 最近 6 か月間の状況

	平成 23 年 11 月	12 月	平成 24 年 1 月	2 月	3 月	4 月
高値	323 円	290 円	233 円	262 円	250 円	221 円
安値	264 円	175 円	153 円	192 円	207 円	195 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・公募による新株発行（普通株式）

発行期日	平成22年10月19日
調達資金の額	400,275,210,000円（差引手取概算額）
発行価額	1,767円
募集時における発行済株式数	1,352,867,531株（自己株式を含む）
当該募集による発行株式数	227,630,000株
募集後における発行済株式総数	1,580,497,531株
発行時における当初の資金使途	電源の高効率化を含む低炭素化に向けた設備投資資金及び成長事業の拡大を目的とする投融資資金
発行時における支出予定時期	平成26年3月末
現時点における充当状況	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、事業運営の抜本的な見直しが不可欠となったため、当初、資金使途として掲げていた低炭素化投資や成長事業投資を含む投資計画を見直し、増資による調達資金の残額については、当面の電気事業の遂行に必要な設備資金に充当している

・第三者割当による新株発行（オーバーアロットメントによる売出しに伴う第三者割当）

発行期日	平成22年11月1日
調達資金の額	46,633,840,000円（差引手取概算額）
発行価額	1,767円
募集時における発行済株式数	1,580,497,531株（自己株式を含む）
当該募集による発行株式数	26,520,000株
募集後における発行済株式総数	1,607,017,531株
割当先	野村証券株式会社
発行時における当初の資金使途	電源の高効率化を含む低炭素化に向けた設備投資資金及び成長事業の拡大を目的とする投融資資金
発行時における支出予定時期	平成26年3月末
現時点における充当状況	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、事業運営の抜本的な見直しが不可欠となったため、当初、資金使途として掲げていた低炭素化投資や成長事業投資を含む投資計画を見直し、増資による調達資金の残額については、当面の電気事業の遂行に必要な設備資金に充当している

10. 発行内容

別紙IV-1-(1)及び別紙IV-1-(2)をご覧ください。

以上

A 種優先株式発行要項

1. 株式の名称
東京電力株式会社 A 種優先株式(以下「A 種優先株式」という。)
2. 募集株式の数
16 億株
3. 募集株式の払込金額
1 株につき 200 円
4. 払込金額の総額
3,200 億円
5. 増加する資本金及び資本準備金
資本金 1,600 億円(1 株につき 100 円)
資本準備金 1,600 億円(1 株につき 100 円)
6. 払込期間
平成 24 年 7 月 11 日から同年 7 月 25 日まで
7. 募集方法
第三者割当ての方法により、引受人に A 種優先株式 16 億株を割り当てる。
8. 剰余金の配当
(1) A 種優先期末配当金
本会社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種優先株式を有する株主(以下「A 種優先株主」という。)又は A 種優先株式の登録株式質権者(以下「A 種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A 種優先株式 1 株につき、A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(200 円。但し、A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当年率(以下「A 種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入す

る。) (以下「A 種優先配当基準金額」という。) を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度において A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対して下記(3)に定める A 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

(2) A 種優先配当年率

A 種優先配当年率 = 日本円 TIBOR(12 ヶ月物) + 0.25%

なお、A 種優先配当年率は、%未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。上記の算式において「日本円 TIBOR(12 ヶ月物)」とは、各事業年度の初日(但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日)(以下「A 種優先配当年率決定日」という。)の午前 11 時における日本円 12 ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円 TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日時に日本円 TIBOR(12 ヶ月物)が公表されていない場合は、A 種優先配当年率決定日(当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日)において、ロンドン時間午前 11 時に Reuters3750 ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円 LIBOR12 ヶ月物(360 日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円 TIBOR(12 ヶ月物)に代えて用いる。

(3) A 種優先中間配当金

本会社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株につき、A 種優先配当基準金額の 2 分の 1 を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭(以下「A 種優先中間配当金」という。)を、剰余金の中間配当金として支払う。

(4) 非累積条項

ある事業年度において A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対して支払う A 種優先株式 1 株当たりの剰余金の配当の額が A 種優先配当基準金額に達しないときは、その A 種優先株式 1 株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対しては、A 種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(6) 優先順位

A 種優先株式及び B 種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

9. 残余財産の分配

(1) A 種優先残余財産分配金

本会社は、残余財産の分配を行うときは、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株につき、A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(但し、A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(3)に定める経過 A 種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 経過 A 種優先配当金相当額

経過 A 種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数に、A 種優先配当基準金額を乗じて算出した額を 365 で除して得られる額(円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を切り上げる。)をいう。但し、分配日の属する事業年度において A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対して A 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 優先順位

A 種優先株式及び B 種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

10. 議 決 権

A 種優先株主は、株主総会において議決権を有する。A 種優先株式の 1 単元の株式数は 100 株とする。

11. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A 種優先株主は、A 種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、本会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有する A 種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下「普通株式対価取得請求」という。)、本会社は、当該普通株式対価取得請求に係る A 種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該 A 種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づく A 種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日(以下「普通株式対価取得請求日」という。)において、剰余授權株式数(以下に定義される。以下同じ。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。以下同じ。)を下回る場合には、(i)各 A 種優先株主による普通株式対価取得請求に係る A 種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第 1

位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。)のA種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるA種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るA種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたA種優先株式の数に応じた比例按分その他本会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

「剰余授権株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における本会社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式(自己株式(普通株式に限る。))を除く。)の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたA種優先株式の数に、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記(3)乃至(5)で定める取得価額で除して得られる数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)をいう。

(2) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(5)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価(以下に定義される。)の90%に修正される(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。但し、修正後取得価額が300円(以下「上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記(5)の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の 5 連続取引日（以下「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。但し、A 種優先株主及び本会社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（A 種優先株主及び本会社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を本会社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間に A 種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、本会社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ 120 取引日目に始まる連続する 20 取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に定める事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）の平均値は下記(5)に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。

(5) 取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（なお、取得価額が本(5)により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における本会社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。）並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ③ 下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は本会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。))により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。))の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する本会社が保有する普通株式の数」、「本会社が保有する普通株式の数」は「処分前において本会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数} \\ \text{－本会社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\text{普通株式 1株当たりの時価}}$$

$$\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数－本会社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+新たに発行する普通株式の数} \end{array}$$

- ④ 本会社に取得をさせることにより又は本会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る普通株式 1 株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。))に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

- ⑤ 行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。
- ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ その他、発行済普通株式数(但し、本会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との

差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

(6) 合理的な措置

上記(3)乃至(5)に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、本会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

(7) 取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(8) 取得請求をしようとするA種優先株主は、本会社の定める取得請求書に、当該取得請求に係るA種優先株式の数その他必要事項を記載したうえ、上記(7)に定める取得請求受付場所に提出しなければならない。

(9) 取得の効力は、取得請求書が上記(7)に定める取得請求受付場所に到着したときに発生し、本会社は、A種優先株式を取得し、当該取得請求をしたA種優先株主は、本会社がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。

(10) 本会社は、取得の効力発生後、当該取得請求をしたA種優先株主に対して、当該A種優先株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

12. B種優先株式を対価とする取得請求権

(1) B種優先株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、本会社に対して、下記(2)に定める数のB種優先株式(以下「請求対象B種優先株式」という。)の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下「B種優先株式対価取得請求」という。)、本会社は、当該B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象B種優先株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

(2) A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数は、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に0.1を乗じて得られる数とする。なお、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

(3) 取得請求受付場所及び取得請求の方法等

第11項第(7)乃至(9)の規定は、B種優先株式対価取得請求の場合に準用する。

13. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- ① 本会社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A 種優先株式及び B 種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- ② 本会社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A 種優先株主には A 種優先株式又は A 種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B 種優先株主には B 種優先株式又は B 種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- ③ 本会社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A 種優先株主には A 種優先株式又は A 種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B 種優先株主には B 種優先株式又は B 種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

14. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、本会社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

以 上

B 種優先株式発行要項

1. 株式の名称
東京電力株式会社 B 種優先株式(以下「B 種優先株式」という。)
2. 募集株式の数
3 億 4,000 万株
3. 募集株式の払込金額
1 株につき 2,000 円
4. 払込金額の総額
6,800 億円
5. 増加する資本金及び資本準備金
資本金 3,400 億円(1 株につき 1,000 円)
資本準備金 3,400 億円(1 株につき 1,000 円)
6. 払込期間
平成 24 年 7 月 11 日から同年 7 月 25 日まで
7. 募集方法
第三者割当ての方法により、引受人に B 種優先株式 3 億 4,000 万株を割り当てる。
8. 剰余金の配当
(1) B 種優先期末配当金
本会社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された B 種優先株式を有する株主(以下「B 種優先株主」という。)又は B 種優先株式の登録株式質権者(以下「B 種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、B 種優先株式 1 株につき、B 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(2,000 円。但し、B 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当年率(以下「B 種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入す

る。) (以下「B 種優先配当基準金額」という。) を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度において B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対して下記(3)に定める B 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

(2) B 種優先配当率

B 種優先配当率 = 日本円 TIBOR(12 ヶ月物) + 0.5%

なお、B 種優先配当率は、%未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。上記の算式において「日本円 TIBOR(12 ヶ月物)」とは、各事業年度の初日(但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日)(以下「B 種優先配当率決定日」という。)の午前 11 時における日本円 12 ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円 TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日時に日本円 TIBOR(12 ヶ月物)が公表されていない場合は、B 種優先配当率決定日(当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日)において、ロンドン時間午前 11 時に Reuters3750 ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円 LIBOR12 ヶ月物(360 日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円 TIBOR(12 ヶ月物)に代えて用いる。

(3) B 種優先中間配当金

本会社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B 種優先株式 1 株につき、B 種優先配当基準金額の 2 分の 1 を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭(以下「B 種優先中間配当金」という。)を、剰余金の中間配当金として支払う。

(4) 非累積条項

ある事業年度において B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対して支払う B 種優先株式 1 株当たりの剰余金の配当の額が B 種優先配当基準金額に達しないときは、その B 種優先株式 1 株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対しては、B 種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(6) 優先順位

A 種優先株式及び B 種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

9. 残余財産の分配

(1) B種優先残余財産分配金

本会社は、残余財産の分配を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(3)に定める経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 経過B種優先配当金相当額

経過B種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数に、B種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)をいう。但し、分配日の属する事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

10. 議 決 権

B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。B種優先株式の1単元の株式数は10株とする。

11. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

B種優先株主は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、本会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下「普通株式対価取得請求」という。)、本会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくB種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日(以下「普通株式対価取得請求日」という。)において、剰余授權株式数(以下に定義される。以下同じ。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。以下同じ。)を下回る場合には、(i)各B種優先株主による普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1

位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。)のB種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるB種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るB種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するB種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたB種優先株式の数に応じた比例按分その他本会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

「剰余授権株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における本会社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式(自己株式(普通株式に限る。))を除く。)の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、B種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたB種優先株式の数に、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記(3)乃至(5)で定める取得価額で除して得られる数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)をいう。

(2) B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(5)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価(以下に定義される。)の90%に修正される(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。但し、修正後取得価額が300円(以下「上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記(5)の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の 5 連続取引日（以下「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。但し、B 種優先株主及び本会社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（B 種優先株主及び本会社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を本会社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間に B 種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、本会社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ 120 取引日目に始まる連続する 20 取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に定める事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）の平均値は下記(5)に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。

(5) 取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（なお、取得価額が本(5)により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における本会社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。）並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ③ 下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は本会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する本会社が保有する普通株式の数」、「本会社が保有する普通株式の数」は「処分前において本会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数} \\ \text{－本会社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数－本会社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+新たに発行する普通株式の数} \end{array}} \times \text{普通株式1株当たりの時価}$$

- ④ 本会社に取得をさせることにより又は本会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る普通株式 1 株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式 1 株当た

りの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社はB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。
- ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - ③ その他、発行済普通株式数(但し、本会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

- (6) 合理的な措置
上記(3)乃至(5)に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、本会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。
- (7) 取得請求受付場所
東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
- (8) 取得請求をしようとするB種優先株主は、本会社の定める取得請求書に、当該取得請求に係るB種優先株式の数その他必要事項を記載したうえ、上記(7)に定める取得請求受付場所に提出しなければならない。
- (9) 取得の効力は、取得請求書が上記(7)に定める取得請求受付場所に到着したときに発生し、本会社は、B種優先株式を取得し、当該取得請求をしたB種優先株主は、本会社がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。
- (10) 本会社は、取得の効力発生後、当該取得請求をしたB種優先株主に対して、当該B種優先株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。
12. A種優先株式を対価とする取得請求権
- (1) A種優先株式対価取得請求権
B種優先株主は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、本会社に対して、下記(2)に定める数のA種優先株式(以下「請求対象A種優先株式」という。)の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下「A種優先株式対価取得請求」という。)、本会社は、当該A種優先株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象A種優先株式を、当該B種優先株主に対して交付する。
- (2) B種優先株式の取得と引換えに交付するA種優先株式の数
B種優先株式の取得と引換えに交付するA種優先株式の数は、A種優先株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に10を乗じて得られる数とする。
- (3) 取得請求受付場所及び取得請求の方法等
第11項第(7)乃至(9)の規定は、A種優先株式対価取得請求の場合に準用する。
13. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等
- ① 本会社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- ② 本会社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えること

きは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A 種優先株主には A 種優先株式又は A 種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B 種優先株主には B 種優先株式又は B 種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。

- ③ 本会社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A 種優先株主には A 種優先株式又は A 種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B 種優先株主には B 種優先株式又は B 種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

14. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、本会社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

以 上

別紙IV-5-(1)：原子力損害賠償支援機構の概要

(平成24年3月31日現在)

① 名 称	原子力損害賠償支援機構		
② 所 在 地	東京都港区虎ノ門二丁目2番5号 共同通信会館		
③ 代表者の役職・氏名	理事長 杉山 武彦		
④ 事 業 内 容	原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金の交付その他の業務		
⑤ 資 本 金 の 額	14,000 百万円		
⑥ 設 立 年 月 日	平成23年9月12日		
⑦ 発 行 済 株 式 数	-		
⑧ 事 業 年 度 の 末 日	3月31日		
⑨ 従 業 員 数	57名		
⑩ 主 要 取 引 先	該当ありません。		
⑪ 大株主及び持株比率	資本金（14,000 百万円）の内訳 政府出資：7,000 百万円 原子力事業者等 12 社：7,000 百万円		
⑫ 当社との関係等	資 本 関 係	当社は、原子力損害賠償支援機構に約17%出資しております。	
	取 引 関 係	当社は、原子力損害賠償支援機構から原子力損害賠償支援機構法第41条第1項第1号に基づく資金の交付を受けております。	
	人 的 関 係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
⑬ 最近3年間の経営成績及び財政状態	(単位：百万円)		
	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
純 資 産	/	/	確定していません(注)
総 資 産			
1株当たり純資産(円)			
売 上 高			
営 業 利 益			
経 常 利 益			
当 期 純 利 益			
1株当たり当期純利益(円)			
1株当たり配当金(円)			

(注) 平成24年6月末までに確定する予定となっております。